

ストレスチェックのご案内

ストレスチェックについて

ストレスチェックとは、労働安全衛生法の改正によって50人以上の労働者がいる事業所で義務付けられた検査です。定期的に、労働者のストレス状況について検査を行い、その結果を労働者本人へ通知し、自らの”心身の状態”への気づきを促します。また個々の検査結果を集団ごとに分析し、事業所が組織的に職場環境の改善につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防ぐ一次予防を目的にしております。

那覇市医師会では厚生労働省が推奨している職業性ストレス簡易調査票（57項目）を採用し、自身のストレス状況を把握する個人分析から職場の環境改善に活用できる集団分析までを標準セットでご提供いたします。

料金・内容

- ・紙（マークシート方式）をご用意しております。
- ・受検票作成から個人結果および集団分析結果の作成まで下記の料金に含まれています。詳しくは下記のサービス内容をご確認ください。
- ・労働者数が50人未満の事業所においても、対応できますので詳しくはお問い合わせください。

紙受検
(1人/回)

1,100円(税込)

※令和5年度よりWeb（スマホ、タブレットなど）でも受検できるよう準備しております。

サービス内容

- ①事前準備・実施のアドバイス
- ②資料の提供（実施規定文や周知文など）
- ③ストレスチェック調査票の作成及び回答の集計
- ④集団分析（職場全体・部署・年代ごとの集計）
- ⑤高ストレス者への面談勧奨（本人のみ通知）
- ⑥報告書（基準監督署へ提出）の作成
- ⑦個人結果のデータ保管（5年間）

お問い合わせ



098-860-3046



一般社団法人 那覇市医師会
生活習慣病検診センター

ストレスチェックの流れ

準備から実施まで

那覇市医師会

- 1 ストレスチェックのご依頼・相談
- 2 アドバイス・実施規定などの提供
- 3 ストレスチェックの契約締結
- 4 職員名簿データの提供
- 5 受検票の配布（紙）
- 6 受検票回収（紙）
- 7 個人及び集団分析結果の納品、説明、データ保管（5年間）

事業所

労働者

実施後（個人面接）

医師（産業医）

※注1

事業所

労働者

※注1：労働者数50人未満の事業所は各地域産業保健センターの登録産業医による高ストレス者面談をご利用いただけます。

- 1 高ストレス者の面談勧奨
- 2 面談の申込
- 3 面談日の調整
- 4 面談の実施
- 5 意見書作成
- 6 就業上措置の実施
- 7 労基署提出書類の記入

集団分析

衛生委員会

・衛生委員会（衛生管理者、医師（産業医）、労働者などで構成）で集団分析の結果にもとづき、職場環境の改善を行うことによって、仕事のストレス要因や健康状態が改善したり、生産性が向上したりすることができます。

<改善例>

- ・人員の補充、人材育成、業務フローの見直し
- ・孤立しにくい環境をつくる、定期ミーティングでコミュニケーションを促すなど

